4　「事故を生じさせた卸電気通信役務の提供元」の欄は、事故の原因となつた重大な事故を生じさせた卸電気通信役務を提供する事業者名を記載すること。 5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。	
様式第50の４（第57条第３項関係） ［略］	**様式第50の４**（第57条第２項関係） ［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した傾記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。